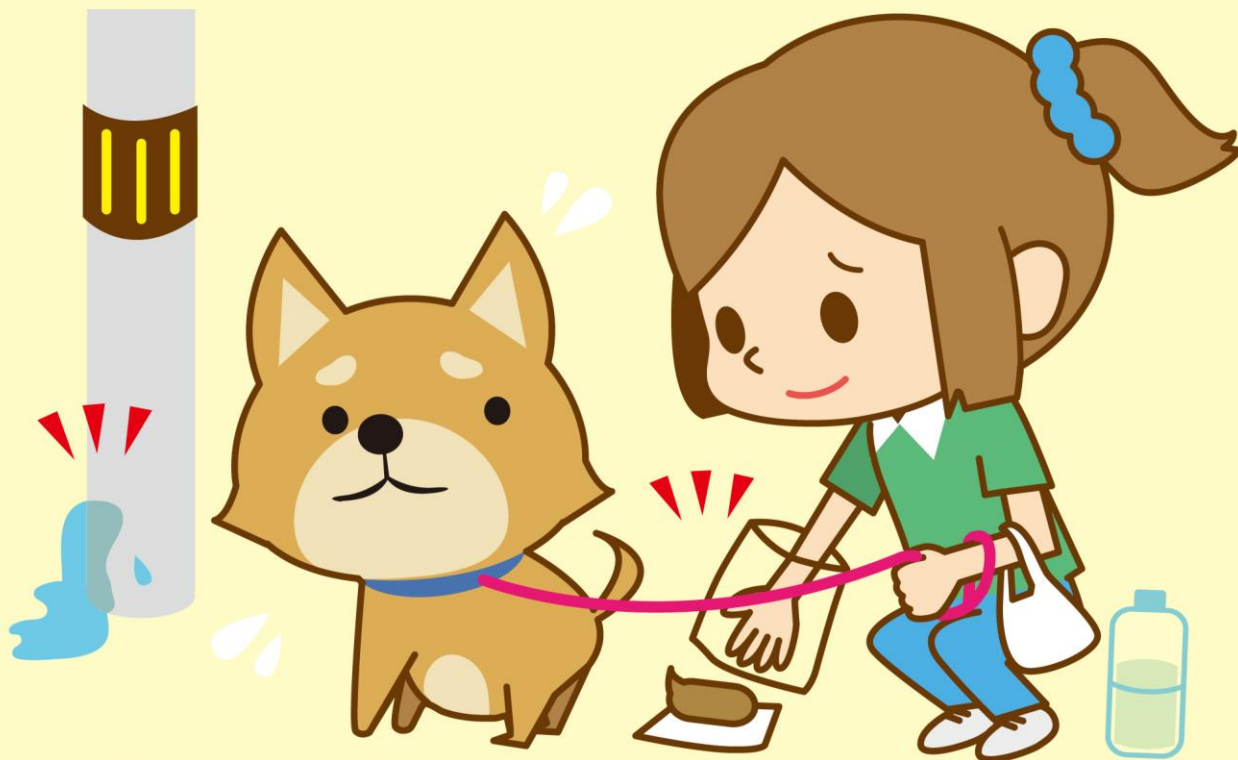


京都市 動物による迷惑の防止に関する条例（仮称） の制定に係る意見募集について

人にも動物にも心地よいまちをつくりましょう。



犬の排泄は自宅でするよう努めましょう。

京都市では、「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」の具体的な姿を示す「京都動物愛護憲章」（平成26年12月制定）に掲げる「人にも動物にも心地よいまち」の実現を目指し、「人が動物を通じて他人に迷惑をかけない」との考え方に立って、飼い主等のマナー向上に積極的に取り組んでいくこととしております。

しかし、犬猫のふん尿被害等は、関連法令に規制があるものの具体性に乏しく、罰則等の実効性ある措置もないため、既存の規制だけでは、マナー意識の低い飼い主等に対する抑止力として十分に機能しない現実があり、苦情やトラブルが後を絶ちません。

このため、本市では、人と動物の共生するうるおいのある豊かなまちの理念を広く御理解いただく憲章に加えて、動物による迷惑事象の発生を防止するため、まちの美化の推進、生活環境の保全の観点も踏まえて、より具体的な規制行為を示すとともに、違反に対する罰則等の実効性ある措置を定める条例を制定するものです。

募集期間 平成26年12月15日（月）～平成27年1月14日（水）

応募方法 郵送、FAX、電子メール又はホームページの意見応募フォーム等により御応募ください。
（様式は自由ですが、本リーフレットの「意見応募用紙」も御利用いただけます。）

**応募先及び
問合せ先**

〒604-8571（住所記載不要）

京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課事業推進担当
（犬猫等ふん尿被害対策検討プロジェクトチーム事務局）

TEL：075-222-4272 FAX：075-222-3416 E-mail：hokeniryou@city.kyoto.jp

ホームページ：http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000173377.html



御意見お待ち
しているワン！



京都市

京 都 市

動物による迷惑の防止に関する条例（仮称）の骨子



この条例は、「人にも動物にも心地よいまち」をつくるため、市及び市民の責務や相互の協力、飼い主及び市民の皆様をお願いすること、条例を実効性あるものとするための措置などを定めようとするものです。

市及び市民の責務、相互の協力

◆ 市の責務

- 市は、犬猫のふん尿被害をはじめとする動物による迷惑事象を防止するため必要な施策を総合的に実施します。

正しい飼い方の
啓発・指導

まちねこ活動
支援事業の推進

公共施設における
ふん害の防止活動等

- 市は、施策の実施に当たっては、関係法令等の活用も図ります。

例えば犬の放し飼いの禁止については、府の条例に規定があります。
市では、この条例だけでなく、動物愛護法や狂犬病予防法、府市の関係条例等に既に規定されている動物の飼い主などが守るべきルールもわかりやすく市民のみなさんにお知らせしていきます。

◆ 市民の責務

- 市民は、動物による迷惑事象を防止するため市が実施する施策に協力します。

◆ 相互の協力

- 市、犬猫等の飼い主、市民は、動物による迷惑事象の防止に当たっては、相互に協力し、連携します。

地域ぐるみでの啓発、清掃活動等の実施

飼い主の皆様をお願いすること

マイクロチップは、飼い主の責任意識の向上や犬猫が迷子になった場合の確実な返還などに効果があります。

- 所有する犬又は猫についてマイクロチップ等により所有者の明示に努めること。



猫を外に出さずに室内で飼うことは、ふん尿で飼い主が知らぬ間に他人に迷惑をかけることを防ぐだけでなく、病気や事故を防ぐといった意味もあります。

- 猫の室内飼養（外に出さず室内で飼うこと）に努めること。

犬の外出は運動のため。処理がしにくい外での尿被害が防止できるなど、ふん尿は自宅でさせるのがベストです。

市では、しつけ方などの啓発にも努めていきます。

外出時には飼い主の皆様には、ふん回収用具の持参と、ふんの回収をお願いします。

- 犬の排泄は自宅でさせるように努めること。
- 犬の散歩時にふん回収用具を所持すること。
- 犬が散歩時にしたふんを回収すること。



多数の犬猫を飼っておられる方には、市へ届け出ていただき、適正な飼い方や注意事項等をお知らせしていきます。

- 犬又は猫の多頭飼育時に届け出ること。
(生後91日以上, 犬5頭以上, 猫10頭以上又は犬猫合わせて10頭以上)

市民の皆様をお願いすること

本市には、野良猫のふん尿に係る苦情が数多く寄せられておりますが、この問題の解決策は、何よりも野良猫をなくすことです。

本市では、平成22年度から、人と猫が共生できるまちを目指して「まちなこ活動支援事業」に取り組んでいます。

事業開始以来、登録地域は拡大しており、避妊去勢手術の頭数も増加しています。その結果、所有者不明の子猫の引き取り件数は4割程度減少しています。（取組実績については、右ページを御覧ください。）

野良猫に餌やりをしようとする方は、猫を自ら飼養いただくか、又は、「まちなこ活動支援事業」に沿って、適切な管理の下で実施いただきますようお願いします。

- 身近にいる動物に対し無責任な給餌（餌やり）をしたり、残飯ごみを放置したりしてはならないこと。



条例を実効性あるものとするための措置

本市では、この条例に基づき、ルールを守っていただけるよう、啓発や指導等に取り組んでまいりますが、改善がみられないケースや悪質なケースに対しては条例の実効性を担保するため、次のような措置を設けます。

◆ 指導

- 犬の散歩時にふん回収用具を所持する義務に違反したとき。

◆ 勧告・命令

- 身近な動物に対し無責任な給餌をしたり、残飯ごみを放置することにより、周辺的生活環境が損なわれていると認められるとき。

◆ 過料

- 上記の勧告・命令に違反したとき。
- 犬が散歩時にしたふんを回収する義務に違反したとき。
- 犬又は猫の多頭飼育時の届出を怠ったとき。
- 違反行為に係る施設などへの立入調査、回答を拒んだとき。

御紹介
します。

まちなこ活動支援事業

野良猫のうち、地域の皆様が、一定のルールに基づき適切に飼養しているわが町の猫について、京都市では、無料で避妊去勢手術を行います。（手術協力：公益社団法人京都市獣医師会）

手術後は、『まちなこ』として、その地域で世話をさせていただきます。



1

●活動団体を作る。
（世帯の異なる地域の方3名以上で）※



●町内会等の同意を得る。



●猫の管理方法を決める。

（猫用トイレの管理や猫の生息状況の把握など）
猫用のトイレや餌の場所等は、ペットの飼育が可能な私有地内に設定してください。



※現在、市では、3名以上から2名以上とする人数要件の緩和を検討しています。

2

保健センターへ届出書、
町内会の承諾書等を提出
（受理された日から3年間有効）

★保健センターが
書類審査と実地調査を実施し、
地域の活動が適切かどうかの判断

★保健センターによる支援地域の決定

3

地域住民に活動を
充分周知したうえで、猫を保護

4

保護した猫の保健センター又は
家庭動物相談所への持ち込み

★家庭動物相談所で
避妊去勢手術を実施
（協力：（公社）京都市獣医師会）

5

手術した猫の保健センター又は
家庭動物相談所からの引き取り

6

猫を地域に戻し、みんなで管理する
「まちなこ」として地域で世話

「まちなこ活動支援事業」の主な取組実績

	平成22年度	平成25年度
登録地域	19地域	90地域
手術頭数	94頭	210頭
所有者不明の子猫の 引き取り件数	1,417頭	944頭

まちなこ活動団体の活動内容

- まちなこ活動の周知
- 地域でのまちなこ活動に関する合意形成
- まちなこの手術のための保護
- まちなこの飼養管理（餌の管理やふんの清掃等）
- 新たな所有者を探す活動
- 飼育猫の適正飼養の普及及び啓発
- まちなこ活動により生じた問題への対応

意見応募用紙



様式は自由ですが、FAX等で送付いただく場合に、このページを御利用ください。

心募先

◆〒604-8571 (住所記載不要)

京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課事業推進担当
(犬猫等ふん尿被害対策検討プロジェクトチーム事務局)

FAX: 075-222-3416 E-mail: hokeniryou@city.kyoto.jp

ホームページ：<http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000173377.html>

[illegible]

*御意見を取りまとめる際の参考としますので、差し支えなければ、該当する番号に○を付けてください。

年 齡：1. 20 歳未満 2. 20 歳代 3. 30 歳代 4. 40 歳代 5. 50 歳代
6. 60 歳代 7. 70 歳代 8. 80 歳代以上

性 别：1. 男性 2. 女性

居住地：1.京都市

北区	上京区	左京区	中京区	東山区	
山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区

2. 京都府内（京都市以外）

3. その他



御協力,どうも
ありがとうニャ!!



この印刷物が
不要になれば
「雑がみ」として
古紙回収等へ！

